

2022年8月23日

社員の皆様へ

株式会社福祉の街
代表取締役 大島亮作

福祉の街は、令和4年度介護報酬改定による処遇改善加算【介護職員等ベースアップ等支援加算】の取得要件を満たすため、以下の内容で、対象サービスの介護職員の処遇改善を行います。

※令和4年2月からスタートした【介護職員処遇改善支援補助金】は令和4年9月で終了し、今回の【介護職員等ベースアップ等支援加算】に置き換わると理解してください。

1. 対象期間

2022年10月～2023年3月

2. 対象サービス及び加算率

介護保険サービス	訪問介護	2.4%
	(介護予防) 訪問入浴	1.1%
	通所介護 ※地域密着通所含む	1.1%
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.7%
	看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
障害福祉サービス	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.3%
	居宅介護	4.5%

3. 賃金改善について

上記加算報酬の2/3以上を基本給の昇給に充てることとします。

また、上記の支給で余る分は、通常の処遇改善一時金の3回目支払時期に合わせて、常勤の者へ支給します。

尚、9月で終了する【介護職員処遇改善支援補助金】の余剰分は、12月15日に常勤の者へ支給し、【介護職員処遇改善支援補助金】の清算といたします。

以上